

第3回資料閲覧の実施について

西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事に関する、第3回資料閲覧を実施します。

なお、第3回資料閲覧については、電子データの貸与のみとし、紙資料の閲覧は実施しません。

1 申込方法

(1) 申込期間

令和3年2月10日（水）から令和3年2月18日（木）まで（土日祝日除く）
（午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時まで）

(2) 「第3回資料閲覧閲覧資料借受申込書（様式2）」（以下「様式2」という。）

申込期間内に(5) 申込先に示すメール宛てに、「様式2」をMicrosoft Wordのまま送付し、送付後、確認の電話を申込期間内の平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までに、「(5) 申込先」に示す電話番号まで連絡してください。

(3) 「守秘義務の遵守に関する誓約書（様式3）」（以下「様式3」という。）

押印後、PDFに変換し、「様式2」と一緒にメールにて送付してください。

なお、第1回又は第2回資料閲覧時に、「守秘義務の遵守に関する誓約書」を送付された申込者につきましては、今回送付する必要はありません。

(4) 「様式2」及び「様式3」の原本

申込期間内に「(5) 申込先」に示す住所まで郵送（申込締切日の消印有効）してください。

(5) 申込先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市水道局西谷浄水場再整備推進室再整備推進課
電話番号 045-671-3057
メール su-saiseibi@city.yokohama.jp

2 貸与対象

第3回資料閲覧一覧表（別紙1）を参照してください。

なお、今回の資料閲覧では、第1回資料閲覧時に紙資料として提供させていただいた資料についても電子化し貸与させていただきます。

3 貸与方法

閲覧資料は、令和3年3月8日（月）以降に、「様式2」に記載の住所宛てに郵送します。

なお、申込者の負担（着払い）により郵送します。

4 貸与する資料の返却

貸与する資料は、受取後1週間以内に、申込者の負担で「(5) 申込先」に示す住所まで郵送し返却してください。